

# 総務常任委員会報告

## 阿蘇市暴力団排除条例の制定について

熊本県暴力団排除条例が本年4月1日に施行されたことに伴い、本市が暴力団排除に関する基本理念を定め、暴力団排除を推進し、市民が安全で平穏な生活の確保と経済社会の健全な発展に寄与することを目的として、本条例を制定するものであるとの提案理由の説明があり、次のような審議がありました。

**問** 第11条にあるその設置するという文言は、阿蘇市に文言を変える



**答** 阿蘇市に現在ある学校に限定してはどうかというご意見ですが、

**意見** 自治体の独自性は確かに必要ではあるが、このままでいいと思う。

**答** 自治体の制定状況を見ながら、罰則規定等が必要であれば、条例改正等も視野に入れて、今後取り組みをさせて頂ければと思います。

**問** 以前、暴力団排除

**答** 市民の為の条例で

べきと思う。将来的な見通しを考えての文言ではなく、新しい問題が出てくれば、その時に改正すれば良いのではないか。

阿蘇市としては一応モデルに沿った形でご提案させて頂きました。

が制定されたことを、お知らせ端末や区長回覧でお願いするとか、市民の方に周知徹底すれば、小学生・中学生を持つ親は非常に安心すると思うが。

ありますので、暴力団を阿蘇市から排除するため、行政を上げて住民の方々に周知をさせて頂きます。

## 「暴力団排除条例」で断つ

暴力団から少年を守るために



このリーフレットには、中学生・高校生をはじめとする少年が、暴力団犯罪の被害を受けたり、だまされて暴力団に加入しないために知ってもらいたい内容を紹介しています。

熊本県警察

平成23年度阿蘇市一般会計補正予算について

総務課所管分

**問** 市町村アカデミー研修に行くのは管理職、それとも一般職なのか。

**答** 5日間コースを2名、9日間コースを2名、11日間コースを2名想定しています。5日間コースは管理職で対応し、後の4名は一般職・管理職を含めての対応になると思います。人選については人材育成の観点から、部長会議等で選任していただくのかと考えています。

**問** 経済活動が不景気であるが、市役所では

適正人員を定めているのか。

**答** 職員定数は条例で定めています。現在は、条例定数より職員数が相当少ないわけですが、今後は「財政的な部分」と「行政のスリム化」の観点から、26年度までに現在よりも30名程度削減する計画を立てています。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



平成23年度阿蘇市診療所特別会計補正予算について

**問** 整形外科の診療が、週1回の終日1日から半日となった事に対して、波野市民への周知の方法はどうするのか。また、半日診療でいいのか。

**答** 周知については、院内掲示と診療所便りで住民への周知を図っています。整形外科外来を始めたのが2年前からで、来られる患者さんも固定化しており、半日程度で患者様の診療も終わりますので、来られる患者様には午前中に来て頂いて、午後は休診という事にさせて頂いております。

本案は、他に質疑・意見もなく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

総務課長より「組合を組織する団体の名称変更に伴う規約の変更であり、規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。」との説明がありました。本案についても特に質疑・意見もなく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日公布、同日施行に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでありますとの提案理由の説明があり、次のような審議がありました。

**問** 本条例改正は、阿蘇市に住宅を求めてきた人に対して適応されるのか。これは、原発関係も一緒なのか。20km圏内にある避難区域の人達の事に触れてい

ないようだが。

**答** 東日本大震災の被災者に対して、新しく住居を阿蘇市に求められた場合に適応させるという事での改正です。原発関係に関するものについては、別に定められると思います。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

